

条例における各主体ごとの責務規定

	都	保護者等	事業者
第3章の2 青少年の性に関する健全な判断能力の育成	<p><u>第18条の4</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年の性に関する健全な判断能力の育成を図るための普及啓発、教育、相談等の施策の推進 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>青少年の性に関する健全な判断能力が形成途上であることに起因して青少年の福祉が阻害されないように普及啓発等の施策の推進に努めることを都の責務に加える。</p> </div>	<p><u>第18条の3</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 異性との交友が相互の豊かな人格のかん養に資することを伝え、また、男女の性の特性に配慮し、慎重な行動をとることを促すため、青少年に対する啓発及び教育に努めるとともに、これらに反する社会的風潮を改めること ○ 青少年のうち特に心身の変化が著しく、かつ、人格が形成途上である者に対して、性行動について特に慎重であるよう配慮を促すこと ○ 青少年の性的関心の高まり、心身の変化等に十分な注意を払うとともに、青少年と性に関する対話を深めること 	<p><u>第18条の5</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年の性に関する健全な成長を阻害するおそれがある情報を提供しないように自主的な取組
第3章の3 児童ポルノ及び青少年を性欲の対象として扱う図書類等に係る責務	<p><u>第18条の6の2</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び都民と連携した児童ポルノを根絶するための環境の整備 ○ 都民は、児童ポルノを根絶することについて理解を深め、その実現に向けた自主的な取組 ○ みだりに性欲の対象として扱われることにより、心身に有害な影響を受け自己の尊厳を傷つけられた青少年に対する支援のための措置 	<p><u>第18条の6の3第1項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年が児童ポルノ及びいわゆる悪質なジュニアアイドル誌等の対象とならないように適切な保護監督及び教育 	<p><u>第18条の6の3第2項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年のうち13歳未満の者がいわゆる悪質なジュニアアイドル誌等の対象とならないようにすること
第3章の4 インターネット利用環境の整備	<p><u>第18条の6の4</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るための普及啓発、教育等の施策の推進 ○ 青少年がインターネットの利用に伴う危険性及び弊害について適切に理解し、これらの除去に必要な知識を確実に習得できるようにするためのインターネットの利用に関する啓発についての指針 <p><u>第18条の8第3項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年がインターネットを利用して違法・有害な行為をした場合におけるその保護者に対する再発防止に資する情報の提供その他の支援 	<p><u>第18条の8第1項、2項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フィルタリングソフトウェア等の利用により、青少年のインターネットの適正利用によるインターネットの利用の違法・有害行為の防止のため、青少年のインターネットの利用状況の適切な把握と、青少年のインターネットの利用の的確な管理 	<p><u>第18条の7</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フィルタリングソフトウェア等の性能及び利便性の向上 ○ フィルタリングソフトウェア等の性能の向上及び利用の普及 ○ インターネット接続役務契約時の青少年利用の有無の確認・フィルタリングサービスの告知及び勧奨 ○ 携帯電話インターネット接続役務契約時の青少年利用の有無の確認 ○ インターネットカフェ等におけるフィルタリングソフトウェアを利用した機器等の提供 ○ インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、その利用に伴う危険性及び弊害等についての啓発